

番号	質問	回答案
1	海面養殖だけでなく内水面養殖や陸上養殖でも応募可能か。	応募可能です。
2	令和4年度補正事業または令和5年度補正事業で採択された事業者（又はグループ）が令和6年度補正事業で申請することは可能か。	応募可能です。同一事業所で実施する場合は、過年度事業よりも成果目標を高い値で設定してください。
3	交付決定日前に既に購入した設備は補助対象になるか。	補助対象にはなりません。
4	事業の各メニュー（国産飼料原料転換対策、国産人工種苗転換対策、養殖コスト低減対策）の予算額はいくらか。	事業全体のメニューごとの予算額は定めておりません。
5	同一業者が、複数の事業メニュー（例：国産飼料原料転換対策事業と養殖コスト低減対策事業）に応募することは可能か。	応募可能です。1メニューにつき1申請まで応募可能です。
6	「成果目標」を達成できなかった場合のペナルティ（補助金の返還等）はあるか。	事業計画の内容を実施した上で、成果目標に届かなかった場合は特にペナルティはありません。ただし、事業計画の内容を実施していなかったことが発覚した場合はペナルティの対象となる可能性があります。
7	事業計画の「経理体制、資格」についてどのようなことを記載すればよいか。	誰が経理を担当するのか記載してください。（例：総務部） 資格については、経理担当者が有している経理関係の資格（例：日商簿記〇級）や組織で取得している認証資格（例：ISO、MEL）を記載してください。
8	保有設備の欄の記載方法について、保有設備が膨大にある場合でも全て記載する必要があるのか。	会社の事業内容が分かる代表的なものを抜粋して記載してください。
9	他の水産庁事業（例：水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業））と重複して補助金を申請することは可能か。	同一の物品に対し、二重補助は認められません。また、他事業の効果が本事業の成果目標に影響する場合、応募することはできません。
10	「設備・備品費」の見積もりは何社から取得する必要があるか。	原則3社見積もりとします。
11	中古品の購入は補助対象となるか。	中古品の購入は原則として価格設定の適正性が明確でない場合は補助対象となりません。3者以上の見積もりを取り（2者しかとれない場合は理由書を提出）価格が適正であることを明確した上で、新品同様に使用できるものであれば、中古品でも問題ありません。 ただし、故障が原因で補助事業が実行できなかった時には補助金を受け取ることができませんので、ご注意ください。
12	採択後、事業〆切までに設備・備品の納品が困難だと明らかになった場合、交付決定通知額以内であれば、事業計画書に記載されている自己資金の物品と入れ替える（確実に期限内に納品できる設備・備品に補助対象を変更する）ことは可能か。	変更承認申請書（別記様式第2号）の提出が必要です。現計画から変更する部分については、変更承認通知を受けた後に着手するようにしてください。
13	事業終了後に提出する書類はあるのか。	公募要領p7「4. 事業実施者の責務（5）事業後の状況報告」に記載のある通り、令和7年度から令和9年度まで、各年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の生産状況及び財務諸表等を本会へ報告する必要があります。 ※（3）養殖コスト低減対策事業 ア 協業化による養殖経営体の生産性向上支援の採択者を令和7年度のみ報告。
14	1次公募で採択された事業者が、3次公募で申請することは可能か。	採択された事業と同じ事業メニューで応募することはできませんが、異なる事業メニューであれば応募することが可能です。 ※例えば、1次公募の「（1）国産飼料原料転換対策事業」で採択された事業者は、3次公募では（1）事業では申請することはできませんが、「（2）国産人工種苗転換対策事業」及び「（3）ア及びイ 養殖コスト低減対策事業」で申請することは可能です。

(1) 国産飼料原料転換対策事業

番号	質問	回答案
1	"設備・備品費"に該当するのはどのようなものか。	"消耗品"に該当しない3万円以上(消費税込み)の資機材とする。 例:フィッシュミールプラント用設備(ボイラー、クッカー、プレス、デカンタ型遠心分離機、エバポレーター、フィニッシャー等)、加工残渣用容器(コンテナ)、魚油タンク
2	魚粉の原料魚の品質を保持するための冷凍倉庫は補助対象となるか。	倉庫は「建物」に該当することから補助対象外です。 本事業では、建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費は補助対象外となっています。 【参考】 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和三十一年農林省令第十八号)別表(第五条関係) <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/331M50010000018/">https://laws.e-gov.go.jp/law/331M50010000018/</a>
3	加工残渣用容器(コンテナ)の価格が税抜き8万円であった。これは「消耗品費」ではなく、「設備・備品」扱いになるか。	公募要領上に記載はありませんが、例えば、国では税抜き5万円を超えるものは「消耗品」ではなく「設備」としているため、補助対象とする。 ※事業計画書上で示していただければ、事業所の所在地又は事業実施地を所管する自治体の内規に沿って頂いても構いません。
4	輸出用に魚粉を増産したいのだが、本事業に申請することは可能か。	事業の成果目標が"輸出用"魚粉の増産である場合は支援対象になりません。"国内に供給される配合飼料原料"として魚粉を増産する場合のみ支援対象といたします。

(2) 国産人工種苗転換対策事業

番号	質問	回答案
1	支援対象に「人工種苗の広域供給拠点」と記載されているが、「広域」とはどこまでの範囲を示しているのか。	「広域」の範囲は定めていません。例えば、県内のみに種苗を供給する場合でも補助対象となります。人工種苗を提供する養殖経営体の数が多いほど得点が高くなります。
2	県や市町村といった自治体やその外郭団体、または種苗配布を行っている漁業協同組合が申請することは可能か。	申請可能です。
3	申請にあたり、事業前後で出荷先を拡大する必要はあるか。	不要です。
4	他社へも販売するために人工種苗を生産する養殖業者は申請可能か。	「種苗生産販売業者」に整理されるので支援対象となります。
5	他社で生産された人工種苗を購入し、中間育成して他社へ販売する養殖業者は申請可能か。	「中間育成業者」に整理されるので支援対象となります。
6	自社用に購入した人工種苗を中間育成する養殖業者は申請可能か。	支援対象になりません。
7	自社のグループ会社にのみ人工種苗を供給する種苗生産販売業者は申請可能か。	支援対象になりません。
8	人件費・賃金が補助対象経費として認められているが、通常業務である種苗への給餌作業の人件費は補助対象となるか。	通常業務分は支援対象になりません。事業計画書に記載されている事業内容に伴う“かかり増し経費”のみが補助対象となります。 ※採択後の補助金精算時には作業内容を記録した業務日報の提出が必要となります。
9	コンクリート水槽を整備することは可能か。	「設備・備品」ではなく「構築物」に該当するため、補助対象になりません。
10	河川から水を引くための水門ゲートは補助対象になるか。	水門ゲートは「構築物」に該当するため補助対象外です（キャットウォーク、場内排水工事も同様） 【参考】 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）別表（第五条関係） <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/331M50010000018/">https://laws.e-gov.go.jp/law/331M50010000018/</a>
11	「機械・備品費」として、機器の設置費を補助金申請額に含めることは可能か。	機器と機器に付属する配管等の設備、添え付けに係る設置費は補助対象となります。 なお、以下は機械・備品の設置費としては認められませんので補助対象外となります。 【補助対象外】 ・プレハブ等、建屋の新築工事 ・既存建屋のリフォーム工事 ・機械・備品設置に係る基礎工事 ・電気配線一次工事（ただし、事業計画に必要であれば敷地内の二次工事は補助対象とします）
12	当事業の補助金を用いて購入したFRP水槽について、種苗生産・中間育成期間外に、事業計画書と別の目的で使用しても良いか。	付加。事業計画からの目的外使用にならないことを示すために、申請時の事業計画書にはあらかじめ種苗生産及び中間育成の期間以外の生け簀等の利用方法をご記載ください。

(3) 養殖コスト低減対策事業 ア 協業化による養殖経営体の生産性向上支援

番号	質問	回答案
1	"設備・備品費"に該当するのはどのようなものか。	"消耗品"に該当しない3万円以上(消費税込み)の資機材とします。 例:薬浴用シート、水温計、DO計、接種器(注射器)
2	"消耗品"に該当するのはどのようなものか。	消耗品は事業を実施するために直接必要な以下4点に該当するの経費とします。 ① 短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品の経費 例:ワクチン、薬浴剤、抗菌剤、駆虫剤等の水産用医薬品、飼料、機能的飼料添加物、麻酔薬 ② 試験等に用いる3万円未満(消費税込)の器具等 例:注射針、チューブ、麻酔槽容器、コンテナ等容器 ③ 3万円未満(消費税込)の事務用品 例:シャープペンシル、ハサミ等 ④ CD-ROM等3万円未満(消費税込)の記録媒体 例:CD-ROM、DVD-R、USBメモリ等
3	養殖業者グループは何経営体からのグループで応募可能か。	3経営体以上といたします。
4	新たに協業化する組織でなく、既に協業化している組織で申請することは可能か。	申請可能です。
5	協業化人数を変更する場合、例えば、応募時は10人を予定していたが、3人の構成員が廃業等によりグループが7人になった場合、補助金は200万円/経営体×3経営体=600万円の減額ということを前提にして事業を継続することは可能か。	可能ですが、変更承認申請書の提出が必要になります。 ①事業計画変更承認申請書 ②事業計画書(変更後) ③養殖資材の共同購入等に関する規約(変更後) の提出をお願いいたします。(事業採択後、計画変更が必要になった場合は都度事務局までご相談ください)
6	協業化人数を変更する場合、変更申請書は必要ですか?	必要です。
7	事業開始の遅延などにより、補助対象の飼料について、メーカーと規格を変更することになった。この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか?	不要です。ただし、交付決定通知額は変更できないので、増額分は自己資金で負担いただく事になります。
8	漁業経営セーフティーネット事業との併用不可とのことだが、ほとんどの養殖業者は加入している。例えば飼料の共同購入で補助金申請する場合、どのような点に気を付ければ良いか。	本事業で購入する分の飼料と、漁業経営セーフティーネット事業対象分の飼料で、証憑(見積書・注文書・納品書・請求書・領収書)を分けて整理することで、本事業の補助を受けることができます。 ※漁業経営セーフティーネット事業で3ヶ月ごとに購入実績数量を報告することになっておりますが、その報告に本事業による補助を受けて購入した数量を含めることはできません。
9	3名の個人事業主が共同経営を行っている場合、3経営体として申請は可能でしょうか?現状では収支を折半し、申告を行っております。	共同経営の事業者は、1経営体と見なします。
10	共同購入の際、構成員全員の購入する消耗品(飼料、薬剤等)は規格を統一する必要があるのか。	共同購入による単価の引き下げを示せれば、規格の統一化は不要です。
11	財務状況が分かる資料については、代表者のみ提出することでよいか。 協業グループ全員の財務資料を提出する必要がある場合、代表者が取りまとめるのではなく個別に送付してよいか。	財務資料については、協業グループの構成員の全員分を代表者が取りまとめ、提出いただく必要があります。
12	漁協または薬品メーカーを代表者とすることは可能か。	養殖業者以外の方を代表者とすることはできません。ただし、漁業協同組合が自営部門で養殖生産を行っている場合に限り、養殖業者として代表者になることが可能です。
13	既に飼料やワクチン等の共同購入を実施している場合でも応募可能か。	本事業では、協業化グループで新たな取り組みを行うことで生産コストを、過去3年間の生産コストの平均値より削減することが必要になります。よって、従来より生産コストを低減するための"新たな"取り組みを行うのであれば、応募可能です。既存の取り組みの場合は応募することが出来ません。

(3) 養殖コスト低減対策事業 ア 協業化による養殖経営体の生産性向上支援

番号	質問	回答案
14	数件の養殖生産者で構成されるグループが協業化の取り組みの中で出荷の際に使用する自動ワクチン接種機を購入したいが、協業化の取り組みとして申請することが可能か。	生産コストが低減できるものであれば、補助対象となります。
15	生産者グループは5軒、自動ワクチン接種機1台を代表者が購入する形であれば、共同購入であれば5×200万円=1,000万円の申請額で申請可能か。	申請可能です。
16	ワクチンを購入する場合、年度内にワクチン接種を完了する必要があるのか。	年度内にワクチンの購入・納品を済ませておく必要があります。納期遅延等で納品が次年度以降になる場合は補助対象外となるのでご注意ください。
17	協業グループの構成員ごとにワクチン等の使用量が異なることから、使用量に応じて各構成員に対する補助割合を決めることは可能か。例えば、生産者グループが3軒、補助金申請額が600万円の場合、各養殖業者の補助金内訳を450万円、100万円、50万円とすることは可能か。	1経営体当たりの補助金上限は200万円（購入品400万円の1/2額）となっており、グループへの補助総額から各構成員に対する補助額を割り振ることはできません。
18	同一のグループが異なる内容で複数回申請してもよいか。	不可となります。1メニューにつき1申請まで応募可能です。

(3) 養殖コスト低減対策事業 イ 環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援

番号	質問	回答
1	支援対象として認められる取り組みはどのようなものか。	① 漁業から養殖業への転換 ② 養殖対象種、手法の転換（魚類→貝類を含む） ③ 養殖対象種の多角化 ④ 養殖いけすの設置位置や水深の移動 ⑤ 食害被害の防止対策 ⑥ ①～⑤の実施方法の検討に必要な調査
2	漁協、漁連がグループ（3経営体以上）に入り応募を行う場合、漁協又は漁連が代表機関になる必要があるのか。	原則漁協又は漁連が代表機関となります。
3	漁協、漁連または養殖業者グループ（3経営体以上）での応募を行う場合、各構成員が異なる取り組みで申請することは可能か。	養殖業者グループで1つの取り組みを行う者に限り申請が可能です。
4	漁協、漁連または養殖業者グループ（3経営体以上）での応募を行う場合、同じ取り組みで申請するが、各構成員が異なる設備・備品を購入することは可能か。	可能です。
5	漁協、漁連または養殖業者グループ（3経営体以上）での応募を行う場合、各構成員に対する補助割合を任意に決めることは可能か。例えば、養殖業者グループが3軒、補助金申請額が3,000万円の場合、各養殖業者の補助金内訳を1,500万円、1,200万円、300万円とすることは可能か。	可能です。
6	設備・備品についてどのようなものが補助対象になるか。	例：水中モニタリング機器、養殖施設を沈めるのに必要な資機材、カキバスケット養殖設備、等 ※種苗、飼料を始めとする消耗品は補助対象外です。
7	「もうかる養殖事業」や「がんばる養殖復興支援事業」との併用は可能か。	併用することはできません。
8	漁業から養殖業の転換や養殖対象種を転換したいが、事業計画書にて成果目標として記載する改善率がマイナス値（粗利率の向上が見込めない）場合、本事業に応募することはできるのか。	応募することはできません。
9	赤潮を環境変動と捉え、赤潮対策用の資機材（例：足し網、底枠）を購入したいのですが、補助対象になるか。	赤潮対策は本事業では補助対象外となります。
10	中小企業に該当しない企業（大企業）である親会社から一定の割合で出資を受けている子会社（いわゆる「みなし大企業」）が申請することは可能か。	可能です。